

16. 不正行為について

定期試験、レポート試験での不正行為は、絶対に許されるものではありません。また、試験に臨む時は、不正行為を疑われるような紛らわしい態度を取らないように注意しなければなりません。本学はこれらの不正行為に対して厳正に対処し、万一不正行為があったときは、当該年度の全履修科目の成績がすべて無効※とされるなど、所属学部の基準に従って厳正な措置がとられます。

授業中に課される小テストやレポート課題等においても、以下の不正行為を行わないことが当然に求められます。万一授業中に課される小テストやレポート課題等で不適切な行為があれば、授業担当者が厳格に対処します。

※無効とは成績を0点として処理することを意味します。

■不正行為、不正行為とみなされる行為■

- ① 定期試験における不正行為には、以下のようなものがあります。
 - 1) カンニング（持ちこみを許可されたもの以外を使用すること、他の受験者の答案等を見ること、他の者から答えを教わることなど）をすること。
 - 2) 試験時間中に、答えを教えるなど他の者を利するような行為をすること。
 - 3) 受験者以外の者が受験者本人になりすまして試験を受けること。
また、試験場における以下のような行為は、不正行為とみなされることがあります。
 - 4) 答案用紙を試験場外に持ち出すこと。
 - 5) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - 6) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
 - 7) その他、試験の公平性を損ない、試験の適正な実施を妨げる行為をすること。
 - 8) 答案に解答とは無関係な事柄を書くこと。
- ② レポート試験で不正行為とみなされる行為には以下のようなものがあります。
 - 1) 他人の文章や着想などをあたかも自分のものであるかのように用いた場合、このような行為は剽窃という社会的倫理に違反する行為です。
 - 2) 他人の著作物を引用する際に、引用箇所を明示しない、出典を記載しないなど引用が不適切に行われた場合。1) の剽窃と重なる面もありますが、不適切な引用はそれ自体が著作権法に違反する行為となります。
 - 3) 自分が作成したレポートを、流用されると知りながら他の人に見せ、それが他の人によって流用された場合（レポートを見せた者および流用した者の双方とも不正行為として取り扱われます）。
 - 4) 他人のレポートを代筆すること（代筆を依頼した者および代筆した者の双方とも不正行為として取り扱われます）。
 - 5) 特に指示がないにもかかわらず、共同でレポート作成し、そのレポートが酷似していた場合（学生同士で授業で学んだ内容について意見交換をすることは良いことですが、科目担当者による明確な指示がない場合は各自でレポートの作成を行ってください）。
 - 6) 科目担当者の指示に意図的に従わない行為。
 - 7) 課題とは無関係な事柄を書くこと。
 - 8) 過去に提出したレポートを、そのことを明示することなく意図的に他の科目においても提出すること。

■不正行為への対処■

国際高等教育院では、全学共通科目について授業担当者などから不正行為の疑いの報告を受けた場合、報告された事案について調査を行い、必要に応じて呼び出して事情を聴取することがあります。不正行為と認定された場合は、皆さんの所属の学部・研究科に報告し、学部・研究科が措置を決定します。

措置の詳細は学部・研究科によって異なりますが、試験やレポートでの不正行為についてはその科目だけでなく当該年度のすべての履修科目の成績を無効にするなど厳しい措置が取られます。